

NEWS RELEASE

平成 21 年 5 月 21 日

株 式 会 社 電 通
代表取締役社長 高嶋達佳
(東証第 1 部 コード番号: 4324)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 160 回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更理由は以下のとおりであります。

- (1) 当社の業容の拡大と事業の多角化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(株券電子化)されたことに伴い、株券を発行する旨の当社定款規定は廃止されたものとみなされております。これに伴い、株券の存在を前提とした規定その他不要となった文言の削除等所要の変更を行うものであります。また、株券電子化に伴い、上場会社の株券についての株券喪失登録制度は廃止されますが、株券電子化の翌日から 1 年間は株券喪失登録簿を備置く必要があるため、附則を新設するものであります。なお、現行定款の附則第 1 条については端株が消滅したため、同第 2 条については効力発生日が到来したため、それぞれ削除しております。
- (3) 当社は、平成 21 年 1 月 4 日付で普通株式 1 株を 100 株とする株式の分割を行うとともに、同日付で定款変更を行い、単元株式数を 100 株とする単元株制度を導入いたしました。これに伴い、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号、以下「整備法」といいます。)第 86 条により単元未満株式についての権利に関する定めがあるものとみなされておりますので、これを現行定款に反映させるとともに、株主の皆様へ便宜を図るため、単元未満株式の買増しの規定を新設するものであります。併せて、単元未満株式の買増しの効力発生日について附則第 4 条を新設するものであります。
- (4) 経営体制の変更により、取締役の役位、員数等について所要の変更を行うものであります。
- (5) 上記の変更とともに、記載内容の簡潔化および明確化のため、一部字句の整備および条文番号の改訂等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定): 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

定款変更の効力発生日(予定): 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案	変更理由
<p>(目的) 第2条(条文省略) (1)~(8)(条文省略) (9)ネオン看板、電飾看板および各種電子装置の企画、設計および施工</p> <p>(10)~(21)(条文省略) (22)コンピュータシステムと通信ネットワーク(インターネット、移動体通信およびその他の電子的メディア等)を利用した通信販売および配信サービス</p> <p>(23)~(34)(条文省略) (35)(条文省略) ~(条文省略)</p> <p>19食料品、化粧品、衣料品、衣料雑貨品、スポーツ用品、美術品、装身具、貴金属、福祉介護用具、事務用機械器具、映像・音響機械器具、電気製品、家具、室内装飾品、什器、医療用機械器具および医薬部外品の企画、製造、輸出入、販売および販売の斡旋</p> <p>20~64(条文省略) 65音声、映像等を記録したビデオテープ、DVDの製造</p> <p>66(条文省略) (36)~(38)(条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条(現行どおり) (1)~(8)(現行どおり) (9)ネオン看板、電飾看板および各種電子装置の企画、設計、<u>施工、運営管理</u>および販売ならびにそれらに<u>関連する素材</u>およびシステムの企画、設計、<u>開発、販売</u>およびリース</p> <p>(10)~(21)(現行どおり) (22)コンピュータシステムと通信ネットワーク(インターネット、移動体通信およびその他の電子的メディア等)を利用した通信販売、<u>配信サービス</u>および各種メディア事業</p> <p>(23)~(34)(現行どおり) (35)(現行どおり) ~(現行どおり)</p> <p>19食料品、<u>酒類</u>、化粧品、衣料品、衣料雑貨品、<u>日用品雑貨</u>、スポーツ用品、美術品、装身具、貴金属、福祉介護用具、事務用機械器具、映像・音響機械器具、電気製品、家具、室内装飾品、什器、医療用機械器具および医薬部外品の企画、製造、輸出入、販売および販売の斡旋</p> <p>20~64(現行どおり) 65音声、映像等を記録したビデオテープ、DVD、<u>その他メディア</u>の製造、<u>販売</u>およびリース</p> <p>66(現行どおり) (36)~(38)(現行どおり)</p>	<p>当社の業容の拡大と事業の多角化に対応するため、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものです。</p>

現行定款	変更案	変更理由
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 本会社は株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>株券電子化に伴い削除するものです。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条の2 (条文省略)</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条 (現行どおり)</u></p>	<p>条数の繰り上げを行うものです。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>	<p>みなし規定(整備法第86条)により新設するものです。</p> <p>なお、当社のみなし定款に記載されております「剰余金の配当を受ける権利」については、本変更案第8条(1)に含まれているため、削除いたします。また、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利を行使できるよう規定を新設いたします。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。</u></p>	<p>株主の皆様へ便宜を図るため単元未満株式の買増し制度について新設するものです。</p>

現行定款	変更案	変更理由
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>2.(条文省略)</p> <p>3. 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条(現行どおり)</p> <p>2.(現行どおり)</p> <p>3. 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他株主名簿および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p>	<p>株券電子化に伴い修正し、併せて条数を2繰り下げるものです。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 本会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等、およびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 本会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等、およびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>株券電子化に伴い修正し、併せて条数を2繰り下げるものです。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2.(条文省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2.(現行どおり)</p>	<p>株券電子化に伴い修正し、併せて条数を2繰り下げるものです。</p>
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p>	<p>条数を2繰り下げるものです。</p>

現行定款	変更案	変更理由
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>経営体制の変更に伴い、取締役会長および取締役社長の表記を代表取締役に変更し、併せて条数を2繰り下げるものです。</p>
<p>第13条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第19条 (現行どおり)</p>	<p>条数を2ずつ繰り下げるものです。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 本会社の取締役は、<u>20名以内</u>とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 本会社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p>	<p>経営体制の変更に伴い、取締役の員数枠の削減を行い、併せて条数を2繰り下げるものです。</p>
<p>第19条～第20条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p>	<p>条数を2ずつ繰り下げるものです。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 本会社は、取締役会の決議により、<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役会長1名ならびに、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長は、本会社の代表取締役とする。また必要に応じて、取締役会の決議により、取締役副社長のうち若干名を代表取締役に選定することができる。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および業務分担)</p> <p>第23条 本会社は、取締役会の決議によって、<u>取締役のなかから代表取締役を選定する。代表取締役は若干名を選定することができる。</u></p> <p>2. 本会社は、<u>取締役会の決議によって、必要に応じ、代表取締役のなかから代表取締役会長1名を選定することができる。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. <u>本会社は、取締役会の決議によって執行役員を置き、本会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p>	<p>経営体制の変更に伴い役付取締役の規定を変更するとともに、業務担当の執行役員の規定を新設します。併せて一部字句の修正を行い、条数を2繰り下げるものです。</p>

現行定款	変更案	変更理由
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集し、議長となる。ただし、改選後の最初の取締役会は、各取締役が招集することができる。</p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>3.(条文省略)</p> <p>4.(条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。ただし、改選後の最初の取締役会は、各取締役が招集することができる。</p> <p>2. <u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>3.(現行どおり)</p> <p>4.(現行どおり)</p>	<p>経営体制の変更に伴い、取締役会長および取締役社長の表記を代表取締役に変更し、併せて条数を2繰り下げるものです。</p>
<p>第23条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第25条～第46条 (現行どおり)</p>	<p>条数を2ずつ繰り下げるものです。</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第45条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に<u>記載または記録された株主</u>または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第47条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</p>	<p>株券電子化に伴い修正し、併せて条数を2繰り下げるものです。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第46条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に<u>記載または記録された株主</u>または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第48条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>株券電子化に伴い修正し、併せて条数を2繰り下げるものです。</p>
<p>第47条 (条文省略)</p>	<p>第49条 (現行どおり)</p>	<p>条数を2繰り下げるものです。</p>

現行定款	変更案	変更理由
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 本会社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 本会社の株券喪失登録簿の記載または記録については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条 附則第1条ないし本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって削除する。</u></p> <p><u>第4条 第9条（単元未満株式の買増し）の規定は、平成21年6月29日をもって効力を生じるものとする。なお本条は、当該規定の効力発生をもって削除する。</u></p>	<p>株券喪失登録簿は、株券電子化後1年間は、備置く必要があるため、附則第1条ないし附則第3条を新設するものです。</p> <p>単元未満株式の買増しを平成21年6月29日から行うため、附則第4条を新設するものです。</p>

(注) 本会社の発行済株式総数は、株式分割により、平成21年1月4日をもって、278万1,840株から2億7,818万4,000株に変更されております。なお、平成20年11月28日付の書面決議により、定款第5条に規定された本会社の発行可能株式総数は、平成21年1月4日をもって、1,100万株から11億株に変更されております。